

## 審議経過報告（その１）に関してその後示された主な意見

「審議経過報告（その１）」に盛り込んだ事項、すなわち、国際的に質の高い教育の実現（義務教育の使命の明確化及び教育内容の改善）、教師に対する揺るぎない信頼の確立（教師の質の向上）、現場の主体性と創意工夫による教育の質の向上（学校・教育委員会の改革）の各論点にかかわる事項についても、５月２３日以降の総会、特別部会において議論が行われ、以下のような意見が出された。これは、今後の特別部会や他の関連する部会における審議に反映させていく予定である。

### （１）国際的に質の高い教育の実現を目指す

- 義務教育の使命の明確化及び教育内容の改善 -

#### 【義務教育の使命の明確化】

義務教育に関する意識調査の結果からは、保護者や首長など学校外からは学校の取組や改革への期待が依然として大きいものに対して、学校の内部からはこれ以上の負担は難しいという意識が表れている。

家庭の教育力が低下しているからといって学校の役割を拡大しても、子どもの心の満足は得られず、家庭の教育力は学校で代替できる性質のものではない。家庭の教育力が低下することを前提にしてしまうのではなく、家庭の教育力をいかに回復するかを意識する必要がある。

日本の学校教育は全体として成功していると言える。家庭での学習時間や教育への公財政支出が国際的に非常に低い水準であるにもかかわらず、数学や理科の成績など教育水準が高いのは、学校・教師の教育力が高いという面も大きい。投資以上の教育の成果が上がっていると言える。

教育の成果の検証には、今後力を注いでいく必要があり、学力、体力や道徳性の育成などについて、地域性や教師の指導方法などとの関係を含めてその成果を検証するための検討が必要である。

#### 【教育内容の改善】

今回の教育論に関しては、議論の前提として、現在の教育システム全体を見直すべき時期にある。いわゆる「ゆとり教育」と言われているが、現行学習指導要領が実施されて３年経ち、そのねらいは十分達成されたのかを、文部科学省がしっかりと検証し、説明していくことが重要である。地方分権の観点から、「ゆとり教育」の成果と課題の検証を通じて、今後いかに教育の質の向上を図るのか議論していくべきである。

義務教育に関する意識調査の結果によると、総合的な学習の時間については、全体として評価は高いが、小学校と中学校とでは教師、保護者、子どもの意識や評価に差があることが明らかになった。また、土曜日、夏休みなどの補習授業、体験活動について、教師と保護者とで意識の差が見られる。

総合的な学習の時間、土曜日や夏休みの扱い、学習指導要領の基準性などについては、国民の関心も高く、国と地方の関係・役割の在り方、これまでの文部行政の課題やいわゆる「円筒型」行政の問題がどこにあるのかなど、しっかりとした議論が必要である。

総合的な学習の時間が本来の趣旨を生かすためには、学校外の人材の協力や地域との連携が重要である。そういう施策の充実と相まって総合的な学習の時間の在り方を考えていくことが適当である。

小学校における英語教育の充実を図ることが重要である。その際には、ネイティブ・スピーカーによる指導の機会を確保することが大切である。

英会話力と同時に、大半の子どもたちにとって最も重要な国語力をしっかり育成する必要がある。また、教師が正しい日本語を話すことが重要である。

図書や教材について、インターネットなどIT技術を活用して収集・提供することも考えられる。これにより予算の効率化も図られる。こうした新しい技術は、教師の研修や子どもの学習意欲の向上に生かすことも考えられる。

義務教育に関する意識調査によると、保護者、教員、教育長、首長からは、1クラス当たりの子どもの数を少なくすることへの賛成意見が非常に多いが、子どもたちへの調査ではクラスの人数を少なくしてほしいとの回答は少ない。この結果を分析し、今後の検討に役立てる必要がある。

#### 【学習到達度・理解度の把握のための全国的な学力調査の実施】

全国的な学力調査については、政策評価システムを確立するための基礎として全国的な動向把握によりその成果を検証する必要があるとの指摘や、各学校の学校経営の充実という観点から教師による取組の成果を客観的に把握し評価する必要があるとの指摘に留意しつつ、具体的な実施の規模、方法、結果の扱い等の制度設計を進める必要がある。

また、学力調査は、知識・技能だけではなく、それを実生活の様々な場面などに活用するために必要な思考力・判断力・表現力などを含めた幅広い学力の測定を可能とする必要がある。

### 【義務教育に関する制度の見直し】

義務教育に関する意識調査では、学校の楽しさや教科の好き嫌いなどについて、小学校5年生で変化が見られ、小学校の4～5年生のところに段差があることがうかがわれる。学制そのものを見直す必要はないが、教員配置などの面で小学校4～5年生の変化に対応し得る工夫が必要である。

### (2) 教師に対する揺るぎない信頼を確立する - 教師の質の向上 -

教師の質の向上のためには、大学における教員養成の改善のみではなく、教員評価、現職研修、保護者や地域住民の学校運営への参画など様々な観点から総合的に対策を検討する必要がある。

教師が常に緊張感を持って研鑽に努めるよう教員免許更新制の導入を積極的に検討することが必要である。

我が国の教師の指導力が諸外国と比較して高いことについて正当な評価がなされないまま、教師に対する不信感のみから教員免許更新制を導入するのであれば、教師の意欲を喪失させる恐れがある。教師の努力を正当に評価し、意欲を高める視点が必要である。

教員養成の専門職大学院の創設に当たっては、真に教師の質の向上につながるものとなるよう、これまでの教員養成における優れた実践事例等に基づいた検討を行うことが必要である。

教員評価に当たっては、学校教育の性質にかんがみ、民間企業で行われるような純粹な成果主義的な評価はなじみにくいと考えられる。教員評価においては、成果を上げようとする教師の努力や工夫を評価することが必要である。

### (3) 現場の主体性と創意工夫で教育の質を高める - 学校・教育委員会の改革 -

#### 【学校の組織運営の見直し】

子どもの変化、家庭とのやりとり、総合的な学習の時間、選択教科などの教材研究、部活動、各種の事務処理などで現場の教師が多忙になっている。特に、教頭や中学校の学級担任の多忙感が強いと思われる。各学校の実情に応じた弾力的な教職員配置、各種会議等の精選や事務負担の軽減を進めることが必要である。

### 【学校・地方自治体の取組の評価】

学校や地方自治体の裁量を拡大し現場の主体性を高めていく場合、それぞれの学校や地方自治体の取組の成果を評価していくことは、教育の質を保証する上でますます重要となる。このため、第三者機関による全国的な外部評価の仕組みも含め、学校・地方自治体の取組の評価を充実する方策を今後検討していく必要がある。

現在行われている学校評価は、自己評価を基本に、保護者、PTA役員、地域住民、学校評議員など学校の改善への意欲や協力の意思を持つ者が参加して行われている。これらの者が情報や課題を共有しながら学校の改革・改善を進めていく上で、評価は重要な意味を持つ。今後、全国的な外部評価の仕組みを導入していくに当たっても、このような現在の取組の良さを生かし、円滑な導入を図っていく必要がある。

また、学校評価は、それぞれの学校が、自らの教育活動について自律的・継続的に改善を行っていくとともに、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことを目的として行われることが重要である。評価のための評価であったり、良い評価を得ることのみを志向して教育活動が決められるようなことがないよう留意する必要がある。

さらに、学校評価は、各学校や地域においてナショナル・ミニマムが達成されているかどうかを把握し、達成されていない学校・地域に対して必要な支援や助言を行っていく上でも重要である。評価に当たって、学校への指導・助言・援助や条件整備など教育行政の取組についてどのような改善が必要なのかを明らかにすることも重要である。

なお、学校の外部評価に当たっては、学校の序列化など評価に伴う弊害が生じないように、実施方法等について十分に配慮する必要がある。英国の教育水準局(OfSTED)についても、監査方法の見直しの動き等もあるところである。日本の教育風土や地方分権の重要性も踏まえつつ、我が国の事情に合った方法を開発していく必要がある。また、その際、地方自治体の役割と国の役割を十分整理する必要がある。

### 【国と地方、都道府県と市町村の関係】

国の役割は大きく、学習指導要領など教育の目標や教育課程の基準を示すこと、全国的な学力調査の実施など教育の成果を評価・検証し、教育の改善に生かしていくこと、そして、教育の実施を支える条件整備のための投資を行うこと、を明確にする必要がある。

国の定めるナショナル・スタンダードの内容については、単に地方との関係のみではなく、グローバリズムとの関係、高等教育との接続などを視野に考える必要がある。

義務教育については、機会均等や水準確保などの根幹を担保するという要請が強い。その上で、学校現場の責任感や取組への意欲を高めるためにも、教育課程や教職員配置などの諸基準の弾力化を進め、現場の裁量により教育の質の向上が図られるようにする必要がある。